

## 令和6年度 西原町人材育成会 学資金貸費生募集!

西原町人材育成会では、町の発展に寄与する人材の育成を目的として、町内に1年以上住所を有する者又はその者の子弟のうち、優秀な学生・生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、無利子で学資金を貸与します。

### 【採用予定人数及び貸与月額】

県内高等学校	若干名	10,000円
県内高等専門学校 (1~3年次)		10,000円
(4~5年次)		30,000円
県内専修学校 (高等専修学校)		10,000円
(専門学校)		30,000円
県内大学 (大学院、短大含む)		30,000円
県外大学 ( // )	40,000円	
海外大学	40,000円	

注)・学校教育法で定める学校(海外大学は法と同等の教育課程をもつ学校)  
・児童福祉法で定める知事の指定する保育士を養成する学校等

【問い合わせ・提出先】 西原町人材育成会 (西原町教育委員会 教育総務課内) ☎098-945-3655

### 【返還の免除】令和4年度から改正

保育士養成学校等で保育士の資格を取得し、町内の施設で保育士として3年間働いた場合は、学資の返還の免除ができます。詳細は町HPをご覧ください。

### 【受付期間】

令和6年3月1日(金)~29日(金)までに  
本会へ必着

※土曜日、日曜日、祝日、平日の12時から13時を除く

※応募書類等は町HPからダウンロードできます。



## 全国一斉「春の全国火災予防運動」が始まります!

令和6年3月1日(金)から3月7日(木)までの7日間、春季全国火災予防運動が行われるにあたって、3月1日(金)の午前9時から30分間、東部消防前交差点にて広報活動を行います。

管内3町のマスコットキャラクターを招いて、住宅用火災警報器の設置率向上および火災予防の啓発、防火に対する意識の向上を呼びかけます。

この運動は、火災が発生しやすい時季に、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。



## 軽自動車等の抹消・名義変更等の手続はお済みですか?

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます。)の所有者に対して課税される税金です。

軽自動車等を友人や業者に譲渡、もしくは解体や盗難された場合は、速やかに名義変更等の手続をお済ませ下さい。手続を行わない場合は、車両台帳に所有者としての登録が残ったままとなり、令和6年度分の軽自動車税が課税されることとなります。

軽自動車を解体しただけでは廃車(抹消)手続をしたことにはなりません。車両の解体後は各窓口にて手続が必要となります。ご注意ください。

~ 3月末になると窓口がたいへん混み合います。早めの手続をお願いします。~

車種/排気量	抹消	名義変更	住所変更	手続窓口/お問い合わせ
原動機付自転車 ~125cc	・標識交付証明書	・標識交付証明書 ・自賠責保険証明書	※町外転出の場合 左記抹消手続参照	西原町役場 総務部 税務課 ☎ 098-945-4729
小型特殊自動車 (ミニカー・農耕用作業)	・印鑑(法人のみ) ・ナンバープレート	・新・旧所有者の印鑑(法人のみ)	※町内転居の場合 不要	
軽二輪車 126cc~250cc	・届出済証(検査証) ・ナンバープレート	・届出済証(検査証) ・新使用者の住民票抄本 ・譲渡証明書 ・自賠責保険証明書	・届出済証(検査証) ・新住所の住民票抄本 ・自賠責保険証明書	沖縄総合事務局 陸運事務所 ☎ 050-5540-2091
小型二輪 251cc~	・自動車検査証 ・ナンバープレート	・自動車検査証 ・新使用者の住民票抄本 ・譲渡証明書	・自動車検査証 ・新住所の住民票抄本	
軽自動車	・自動車検査証 ・ナンバープレート	・自動車検査証 ・新所有者の住民票抄本(写しでも可)	・自動車検査証 ・新住所の住民票抄本(写しでも可)	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-3126

※車種によって手続の窓口が異なります。ご確認の上、手続してください。



## 令和6年度 就学援助のお知らせ

西原町教育委員会では、小中学校に通学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など学校教育に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

### 援助の対象者

西原町に住所を有し小中学校に在籍する児童生徒の保護者、又は、町外に住所を有し西原町立小中学校へ在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- (1)生活保護を受けている方(要保護)
- (2)生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮していると認められる方(準要保護)

《準要保護の目安となる収入額》 ※生計を同一にしている方全員の収入合計額が審査対象となります。

世帯人数	世帯構成	収入合計額	
		認定世帯①	認定世帯②
2人	親1人、小学生1人	約180万円未満	約230万円未満
3人	親1人、小学生1人、中学生1人	約250万円未満	約320万円未満
4人	両親、小学生1人、中学生1人	約300万円未満	約380万円未満
5人	両親、小学生2人、中学生1人	約360万円未満	約450万円未満
6人	両親、小学生2人、中学生2人	約420万円未満	約520万円未満

※上記は目安としての金額です。基準額は世帯構成(人数や年齢)によって異なります。

※町立小中学校以外の学校に在籍している場合や住所が西原町外の場合は、認定基準が異なりますのでお問い合わせください。

### 援助の内容

援助内容は、収入合計額やお子さんの学年に応じて異なります。

認定区分	援助費目
要保護	修学旅行費・医療費
準要保護(認定世帯①)	新入学児童生徒通学用品費(又は入学準備金)・通学用品費・学用品費 校外活動費・修学旅行費・学校給食費
準要保護(認定世帯②)	学校給食費

※町立小中学校以外の学校に在籍している場合や住所が西原町外の場合は、援助費目が異なりますのでお問い合わせください。

### 【お問い合わせ】

西原町教育委員会 教育総務課 学務係  
☎098-945-5039

令和5年度に認定を受けていた方も、毎年申請が必要となりますのでご注意ください。

申請期間 令和6年4月8日(月)~令和6年5月31日(金)  
(期間を過ぎても申請はできますが、申請月からの認定となるため、援助額が少なくなります)

提出書類 ①就学援助申請書、②保護者名義の預金通帳の写し、③住民票謄本(マイナンバー記載なし)  
④令和4年度所得課税証明書(各所得控除額なども全て記載されているもの)

※③・④については、収入等世帯の情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要ですが、令和6年1月1日時点で西原町に住民登録がなかった方は、④の提出が必須となります。6月1日以降に元居住地の市町村から書類を取り寄せて提出してください。

提出先 町立小中学校に就学している場合 → 各学校に提出  
町立小中学校以外に就学している場合 → 教育委員会へ提出

留意事項 ①小学新1年生で、令和6年1月に「就学前支給」の申請を行い、認定されている場合は、今回の申請手続は不要です。(ただし、兄弟がいる場合、当該児童生徒に係る分は学校ごとに申請を行う必要があります。)  
②申請書は町ホームページからダウンロードするか学校又は教育委員会でお受け取りください。

申請手続

## 相続 遺言 お悩みではありませんか?

~専門家が解決方法をご提案します~

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。

相続・遺言の相談は無料です!

相続・遺言に関することならこちら → <http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」

QRコードか「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス



## 司法書士法人 きゃん事務所

代表司法書士 喜屋 武 力  
司法書士 親 泊 千 佳

与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)

TEL 882-8177 (要予約)

営業時間 平日 AM 9:00~PM 5:30